

第 1 回 鶴見区精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価委員会（第 2 期） 会議録	
日 時	令和 3 年 3 月 29 日（月）15:00～16:00
開 催 場 所	横浜市庁舎 16 階 共用会議室
出 席 者	【選定委員】伊東委員、林委員、平野委員、平濱委員 【事務局】上條障害福祉保健部長、宮嶋障害施設サービス課長、 黒米地域施設支援係長、村本職員、高田職員、石井職員
欠 席 者	森谷委員
開 催 形 態	非公開
議 題	1 委員長及び職務代理者の選出 2 会議の公開・非公開の決定 3 公募関係書類の確定 4 選定スケジュールの確定
決 定 事 項	1 委員の互選により、伊東委員を委員長に決定。 職務代理者については、伊東委員の指名により、平野委員に決定。 2 会議の公開・非公開について、次のとおりとした。 ・応募団体のプレゼンテーション及びヒアリングについては公開 ・評価の審議・採点、選考を審議する後半部分については非公開とする。 ・議事録は市のホームページに公開されることとなる。 3 公募関係書類の確定について ・公募要項や選定基準については、事務局案のとおり。 ・満点は 155 点。 ・応募団体が 1 団体であっても各委員の採点結果の平均点が合計点の 5 割（77.5 点）に満たないときは選定されず、再度公募を行う。 4 選定スケジュールは事務局案のとおり決定
議 事 主な質疑や 意見	議題 1 委員長及び職務代理者の選出 （事務局） 委員会運営要綱第 6 条第 1 項には、委員長は委員の互選により決定することとされている旨説明。 （事務局） 特に意見がないため、事務局から伊東委員を委員長に推薦したい。よろしければ、挙手を願いたい。 （全委員） 異議なし。 （事務局） 委員長は伊東委員に決定する。 （委員長） 議事の職務代理者を決定する。規定によると、委員長の指名となっている。平野委員にお願いしたいと思うが、よろしいか。 （全委員） 異議なし。 （委員長） 職務代理者は平野委員に決定する。

議題２ 会議の公開・非公開の決定

(事務局) 会議の公開・非公開について、委員会運営要綱の第9条第1項では、本会議は原則公開となっているが、委員会の決定により会議の一部又は全部を非公開とすることができることも定められている。

本日の会議については、審議の主な内容が、公募要項の内容に関わるものであり、事前に漏洩した場合、公平性が欠けてしまうことが想定されるため、非公開とした。

次回以降の会議は、応募団体の評価、選考が主な審議内容となるので、公開・非公開の方針について、ご審議いただきたい。

他の選定委員会における取り扱いとしては、応募団体のプレゼンテーション及びヒアリングについては公開し、応募団体の評価の審議・採点、選考を審議する後半部分については、各委員の活発な意見交換と自発的な評価の場を確保するため、また、応募団体への配慮から非公開としている。

非公開の場合でも、情報公開に際して、公平性・公正性の担保が認められる部分については、全体の選定結果が確定した後に、会議資料と議事録を市のホームページに掲載する。

以上、会議の公開について、委員会決定をお願いしたい。

(委員長) 応募団体のプレゼンテーション及びヒアリングについては公開とし、応募団体の評価の審議・採点に関する内容は非公開ということによいか。

(委員) 異議なし。

(委員長) 会議は応募団体のプレゼンテーション及びヒアリングについては公開とし、応募団体の評価の審議・採点に関する内容は非公開とすることについて、委員会として決定する。

議題３ 公募関係書類の確定

(事務局) 「資料３ 公募要項（案）」及び「資料４ 応募関係書類」について説明。

(委員長) 公募要項や選定基準については、昨年選定した6館と同一の内容である事務局案で実施するということによろしいか。

(事務局) 異議なし。

議題４ 選定スケジュールの確定

(事務局) 第2回目以降の委員会の流れについて説明。

(委員長) 面接審査の流れについて、事務局案の通りの決定とする。

(委員) 異議なし。

資 料 特 記 事 項	1 資料 (1) 横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価委員会委員名簿 (2) 横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価委員会の概要について（第2期） (3) 横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター施設指定管理者公募要項 (4) 横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター指定管理者の応募関係書類 2 特記事項 第2回は令和3年6月18日（金）または6月22日午前中に開催予定。
---------------------------	--